

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案に対して、都民からの意見書はなかった。また、事業段階関係区長のうち、千代田区長、中央区長から意見が提出された。意見等の件数の内訳は表1に示すとおりである。

事業段階関係区長からの意見及び事業者の見解は、表2～表3に示すとおりである。なお、意見及び見解は全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係区長の意見	2
合計	2

表2 事業段階関係区長（千代田区長）の意見及び事業者の見解

区長の意見		事業者の見解
項目	大気汚染	
	評価の結論中、大気汚染 工事の施工中の内容について、「最新の排出ガス対策型の建設機械の採用を検討する」を、「最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する」としていただきたい。	建設機械については、排出ガス対策型建設機械の普及状況等を鑑み、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するよう努めます。
	工事車両の通過ルート等については、関係機関と十分に協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努められたい。	工事用車両の走行ルート等は、関係機関と十分に協議を行い、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。
項目	騒音・振動	
	建物完成後の騒音発生施設からの騒音についての予測を行われたい。その際、予測地点は、騒音発生施設の設置階平面の敷地境界線上とされたい。	本事業は、「特定の地域における事業」であることから、東京都環境影響評価条例施行規則第54条に定める環境影響評価の項目について、調査及び予測・評価を行いました。そのため、工事の完了後における騒音・振動の予測は、行っておりません。 なお、本事業で設置する設備機器については、関係法令に基づき適切な対応を行います。
項目	日影	
	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、計画建築物の配置や形状を工夫し、日影の影響をできる限り小さくするよう環境に配慮いたします。

区長の意見		事業者の見解
項目	電波障害	
	<p>計画建物について、今後詳細な計画を進めていくうえで、外壁の材質及び形状等の検討も行い、極力障害範囲を小さくするよう努められたい。</p>	<p>地上デジタル放送については、東京スカイツリーからの送信が開始された時点で現況調査及び予測を行い、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生すると予想される場合には、速やかに対応いたします。また、計画建築物の詳細検討において、各環境影響をより低減できるよう、配慮いたします。</p>
	<p>千代田区テレビ電波障害対策要綱（平成 11 年 4 月 1 日施行）を遵守し、受信障害解消・電波障害対策の推進に努められたい。</p>	<p>「千代田区テレビ電波障害対策要綱」を遵守し、受信障害解消・電波障害対策の推進に努めます。</p>
	<p>東京スカイツリーからの地上デジタル波の本放送（開始；H25.5 月予定）にかかる受信障害の予測を行い、「電波障害対策計画書」を提出されたい。</p>	<p>地上デジタル放送については、東京スカイツリーからの送信が開始された時点で現況調査及び予測を行い、「千代田区テレビ電波障害対策要綱」に従い、工事着手前に「電波障害対策計画書」を提出いたします。</p>
	<p>電波障害対策について、区民等に十分理解を得られるよう周知するとともに、計画建築物による電波障害が明らかになった場合には、速やかに対策を講じられたい。</p>	<p>地上デジタル放送については、東京スカイツリーから送信が開始された時点で現況調査及び予測を行い、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生すると予想される場合には、速やかに対応いたします。 なお、その結果については、環境影響評価書等で記載いたします。</p>
	<p>電波障害が発生すると予測した地域以外において、計画建築物に起因して電波障害が生じていることが明らかになった場合には、対策範囲を修正するとともに、受信状況に応じた適切な対策を講じられたい。</p>	<p>テレビ電波の受信障害が発生すると予測した地域以外において障害が発生した場合には、現地調査を行い、本事業に起因する障害であると判明した場合には、受信状況に応じた適切に対応いたします。</p>
	<p>工事中及び工事完了後においても、テレビ電波障害に関する区民等からの問い合わせ窓口を設け、苦情や相談に誠意を持って対応されたい。</p>	<p>工事の施行中及び工事の完了後において、相談受付の窓口を設置し、テレビ電波の受信障害に関する住民のみなさまからの問い合わせに対し、迅速かつ適切な対応を行います。</p>
	<p>工事の施行中におけるクレーンの非使用時には、クレーンのブームを電波到来方向に平行に向け、電波障害の発生を極力防止するよう配慮されたい。</p>	<p>工事の施行中のクレーンの未使用時にはクレーンのブームを電波到来方向に平行に向け、テレビ電波の受信障害の発生を極力防止するよう配慮いたします。</p>

区長の意見		事業者の見解
項目	風環境	
	敷地外周部で領域Aから領域Bになっている。何故こうした変化が生ずるかを明らかにし、その対策として、植栽以外にも建築外壁の形態工夫、低層部に庇の設置などにより吹き降ろしの風対策を講じた結果の検証を行い、現況の風環境に近づけられたい。また、ビル建設後、計画時との異差等が生ずる場合、前向きな対応に努められたい。	<p>計画建築物の建設後、計画地外周部の日比谷通り沿い等では、北寄りの風の場合、高層建築物の存在により現況に比べ風速が増加する傾向が見られますが、高層部の形状及び配置の工夫、低層部を設けること等の配慮により、風環境の変化の軽減を図っています。今後、詳細な設計を行う中で、可能な限り風環境に配慮した形状等を検討してまいります。</p> <p>なお、今回採用した「風工学研究所の提案による風環境評価尺度<sup>注)</sup>」は4つの領域に分けられており、領域Aは住宅地としての風環境、領域Bは住宅地・市街地としての風環境となっています。建設後（対策後）の計画地外周部での風環境は領域Aないし領域Bに納まっていることから、許容されるものと考えておりますが、今後、事後調査において風観測を行い、その結果などを踏まえて、可能な限り良好な風環境の保全に努めます。</p> <p>注) 風工学研究所の提案による風環境評価尺度  領域A：住宅地相当（住宅地としての風環境）  領域B：低中層市街地相当（住宅地・市街地としての風環境）  領域C：中高層市街地相当（事務所街としての風環境）  領域D：強風地域相当（好ましくない風環境）</p>
	概要書 P63 の風環境の影響度に対し、ビル風の影響として区道 136 号等の街路樹をカウントしないこと。	現況で生育している常緑の街路樹については、計画建築物の建設後だけでなく、建設前についても再現し、風環境を予測しております。
項目	景観	
	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案に記載しましたとおり、高層部のセットバックによる圧迫感の軽減と、外壁の材質や色彩等による周辺環境との調和を図り、上位計画の景観形成に配慮した計画といたします。
項目	温室効果ガス	
	エネルギーの有効活用により、温室効果ガスの削減に努められたい。	本事業では、エネルギー消費量の低減とCO <sub>2</sub> 排出量の削減等のため、空調・換気設備、照明設備等について、高効率機器を積極的に導入する等、環境への負荷低減に努めます。

区長の意見		事業者の見解
項 目	その他	
	定められた関係地域以外の地域においても影響が生じた場合は、その都度協議を行うこと。	関係地域以外の地域においても、本事業による影響が生じた場合は、その都度関係機関と協議を行い、対応いたします。
	事業計画については、周辺地域への事前説明を十分に行って意見を伺い、地元の意向を反映した対応をすること。	事業計画については、周辺地域への事前説明を十分に行い、地域のみなさまの意向を反映できるよう努めます。
	工事にあたっては、事前に近隣に対して工事工程、作業時間、作業方法等を説明するとともに、窓口を設置し住民等の苦情などに速やかに誠実かつ適切に対応されたい。	工事にあたっては、事前に近隣のみなさまに工事工程、作業時間、作業方法等の説明を行うとともに、窓口を常設し、苦情などに速やかに適切に対応するよう努めます。

表 3 事業段階関係区長（中央区長）の意見及び事業者の見解

区長の意見		事業者の見解
項 目	全般事項	
	自動車動線計画における出庫経路となっている特別区道千第 137 号から続く特別区道中京第 613 号線は、中央区立泰明小学校、中央区立泰明幼稚園の通学路であるため出庫経路の変更を求めるとともに、工事の内容について、中央区立泰明小学校、中央区立泰明幼稚園及び保護者に対して十分な説明を願いたい。 また、工事用車両の増加や騒音・振動が増加するなど状況に変化がある場合は、適宜学校等に対して報告を願いたい。	特別区道中京第613号線を使用する工事用車両については、通学時間帯に配慮した計画的な運行を行うなど交通安全の確保に努めます。 また、工事の内容については、必要に応じて、関係者のみなさまに説明を行います。
	工事用車両は規制速度を遵守し、車両走行に係る環境及び安全の確保に特段の配慮を願いたい。	工事用車両は最新の排出ガス適合車の使用に努め、規制速度を遵守し、所定の走行ルートを計画的に運行させます。また、アイドリングストップを励行するなど、環境への影響の低減を図ります。 工事用車両の走行ルート等は、関係機関と十分協議を行い、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。
	工事用車両による銀座五丁目などの道路上における待機駐車がないよう万全を期されたい。	道路上における工事用車両の待機駐車がないよう運行管理を徹底いたします。
	工事用車両の運行経路については関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保を図られたい。	工事用車両の走行ルート等は、関係機関と十分協議を行い、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。

区長の意見		事業者の見解
項目	大気汚染	
	<p>工事用車両が特別区道中京第613号線を走行するにあたっては、適切な運行計画による管理を行い交通渋滞の防止を図ると共に、最新排出ガス規制に適合した工事用車両の使用、アイドリングストップの励行、適正な燃料使用に努められたい。</p>	<p>工事用車両の走行にあたっては、所定の走行ルートを計画的に運行させ、交通渋滞の防止を図るとともに、最新排出ガス規制に適合した工事用車両の使用、アイドリングストップの励行、適正な燃料使用に努めます。</p>
項目	騒音・振動	
	<p>工事用車両が特別区道中京第613号線を走行するにあたっては、過積載の防止に努めるとともに、当該路線の規制速度を遵守するよう努められたい。</p>	<p>工事用車両の走行にあたっては、過積載を防止し、交通規制を遵守いたします。</p>
項目	その他	
	<p>住民からの問合せや苦情に対して受付窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応できる体制確保を願いたい。</p>	<p>工事の施行中は、住民からの問合せや苦情に対して受付窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応できる体制を確保いたします。</p>
	<p>当該事業の計画建築物の高さの範囲に中央区立泰明小学校等教育施設が含まれていることから、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱(昭和54年3月16日付け54中建建発第17号)」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせた関係者への十分な事前説明を願いたい。</p>	<p>本事業では、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例(平成14年6月25日制定)」に基づき、関係者のみなさまへ建築計画等の説明をいたします。</p> <p>また、工事にあたっては、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じた対応を行います。</p>